

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公私立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

幼児・児童の交通事故発生状況について

この度、幼児・児童の交通事故発生状況について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

○昨年の幼児（未就学児・就学児）の死者・重傷者数は238人（前年比－46人、－16.2%）

○幼児の状態別死者数では、歩行中（55.6%）と自動車乗車中（40.4%）で96.0%を占める。

○幼児の歩行中の死亡事故

- ・事故類型別では、道路横断中以外が63.1%を占める。
- ・法令違反別では、幼児のひとり歩き（35.1%）と飛出し（20.1%）で55.2%を占める。

○小学生の状態別死者数では、歩行中が54.4%で、このうち、1～2年生が62%を占める。

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、幼児・児童等の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による幼児・児童等の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。

また、通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対策が必要です。

文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進するとともに、「学校安全教室推進事業」により、教職員の研修機会の充実を図りながら、地域全体

での学校安全推進体制の構築を推進しているところです。幼稚園等についても、地域の見守りの核となるスクールガード・リーダーの巡回対象とすることや、学校安全教室における講習会に幼稚園等の教諭も参加させる等、これらの施策を積極的に活用いただき、児童生徒等の安全確保の取組の充実に努めていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公私立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人事務局におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
tel : 03-5253-4111 (2695)
E-mail: anzen@mext. go. jp

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 4 日

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

警察庁交通局交通企画課

分析資料「幼児・児童の交通事故発生状況について」の送付について
この度、警察庁において、歩行中の幼児・児童が死亡又は重傷となる交通事故を分析し、別添のとおり「幼児・児童の交通事故発生状況について」をまとめましたので、貴省における幼稚園及び学校での交通安全教育の企画・立案に御活用願います。

あわせて、教育現場において、子供に対する安全指導や安全教育、広報啓発に御活用いただくため、都道府県教育委員会等へ御送付をお願いします。

本件担当
交通企画課安全係
芦野警部
03-3581-0141(内線5045)

幼児・児童の交通事故発生状況について

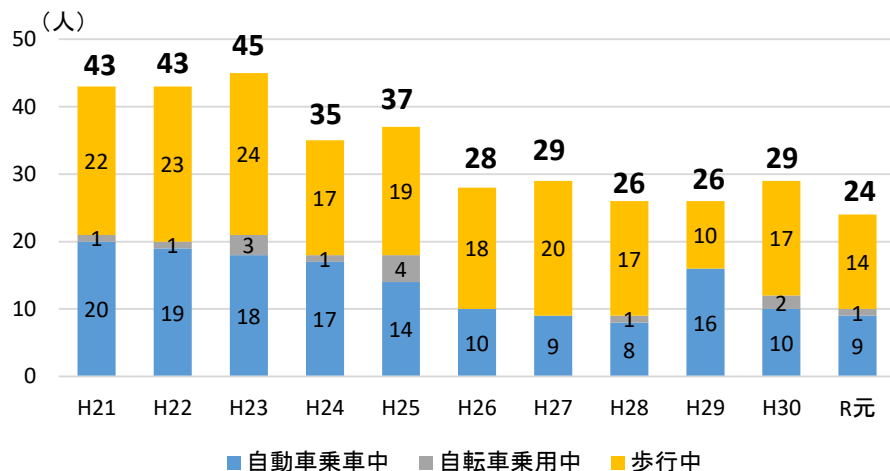
【概要】

- 昨年の幼児（未就学児・就学児）の死者・重傷者数は238人（前年比－46人、－16.2%）
- 幼児の状態別死者数では、歩行中（55.6%）と自動車乗車中（40.4%）で96.0%を占める。
- 幼児の歩行中の死亡事故
 - ・ 事故類型別では、道路横断中以外が63.1%を占める。
 - ・ 法令違反別では、幼児のひとり歩き（35.1%）と飛出し（20.1%）で55.2%を占める。
 - ・ 相手当事者（原付以上）の危険認知速度別では、10km/h以下が52.4%
- 幼児（6歳未満）の自動車乗車中の死亡事故
 - ・ チャイルドシート使用状況別死者数では、不適正使用及び不使用が81.5%を占める。
 - ・ チャイルドシート使用状況を年齢別に見ると、年齢が上がるほど不使用の構成率が高くなっている（1歳以下14% → 5歳39%）。
 - ・ チャイルドシート不使用時の致死率は、適正使用時と比較して約10.3倍高い。
- 小学生の状態別死者数では、歩行中が54.4%で、このうち、1～2年生が62%を占める。

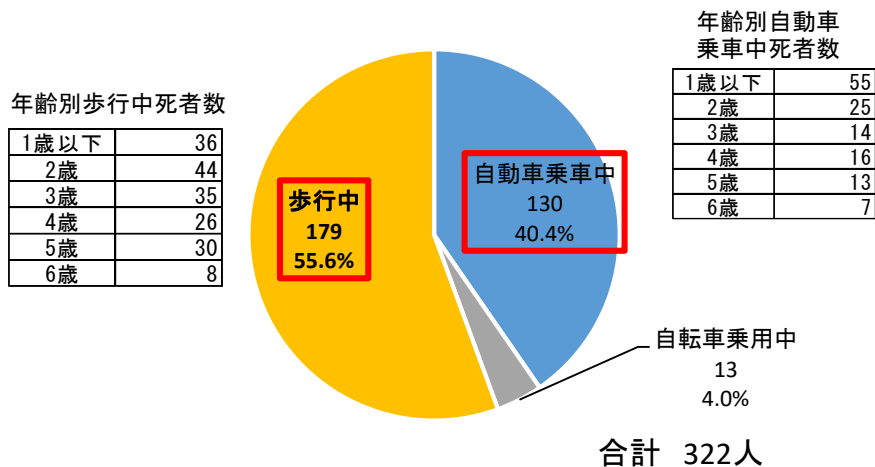
令和2年3月24日
警察庁 交通局
交通企画課

1 幼児の交通事故死者数の推移等

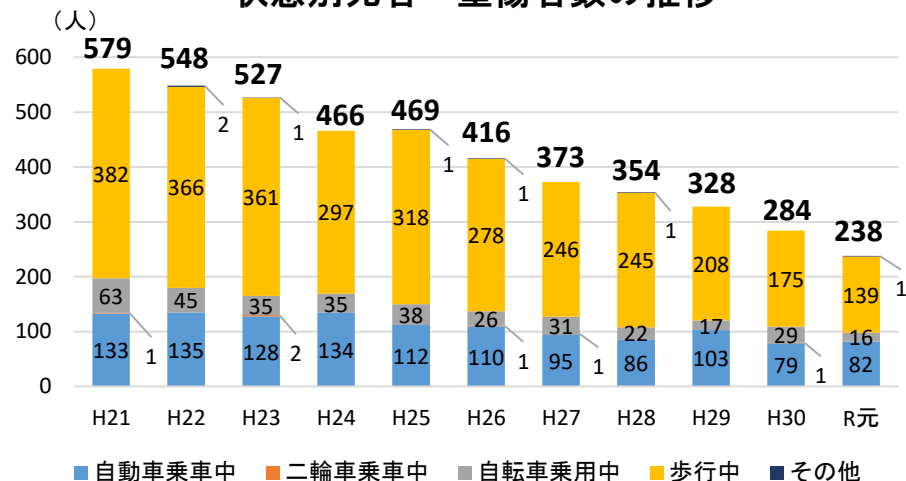
幼児（未就園児・就園児）の
状態別交通事故死者数の推移



幼児（未就園児・就園児）の状態別死者数
（平成22～令和元年合計）

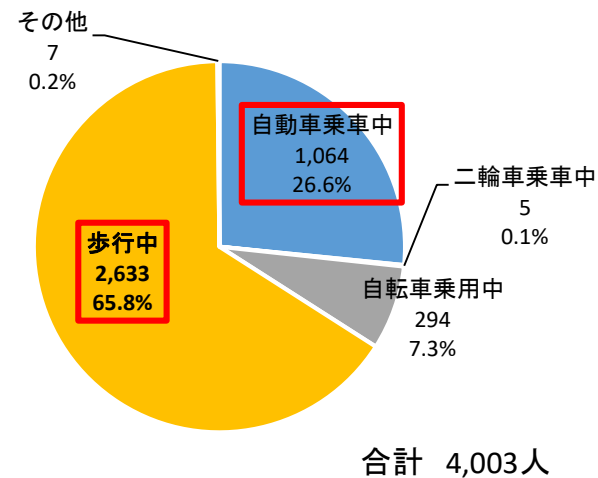


幼児（未就園児・就園児）の
状態別死者・重傷者数の推移



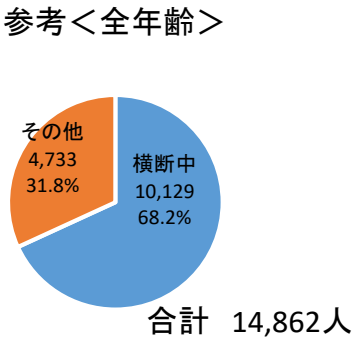
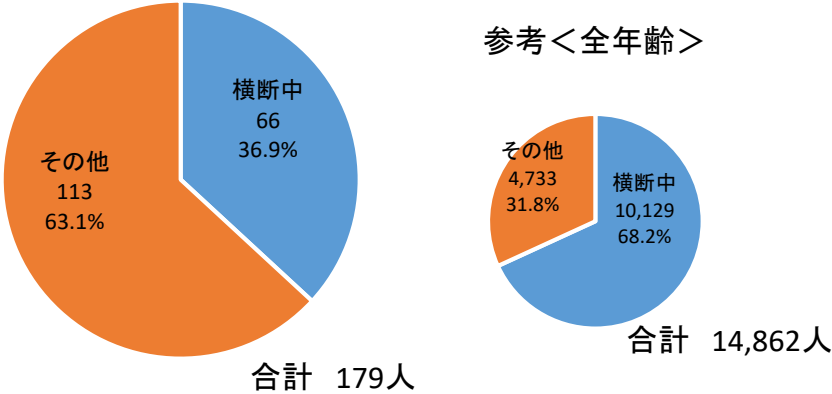
（注）重傷者とは、交通事故により負傷した者であって1箇月（30日）以上の治療を要する者をいう（医師の診断を基準とする）。以下同じ。

幼児（未就園児・就園児）の状態別死者・重傷者数
（平成22～令和元年合計）

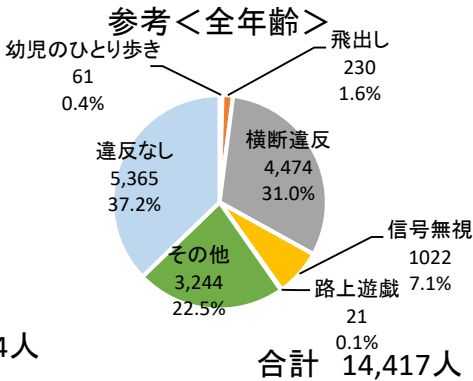
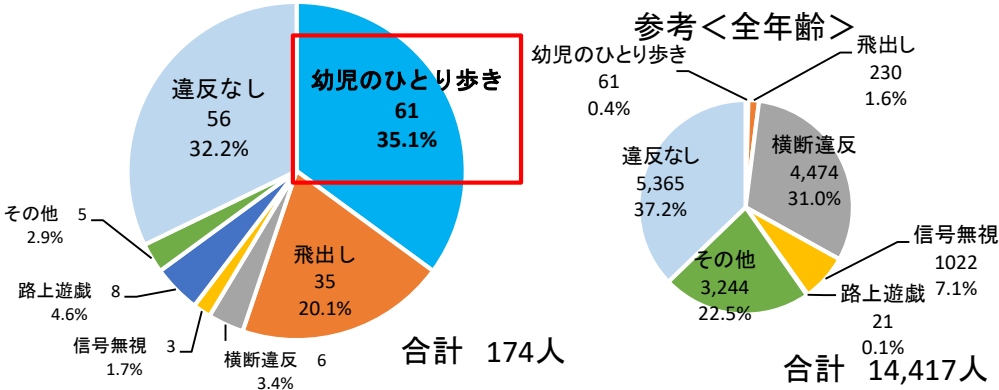


2 幼児の歩行中死亡事故に係る分析

歩行中幼児（未就園児・就園児）の
事故類型別死者数
（平成22～令和元年合計）

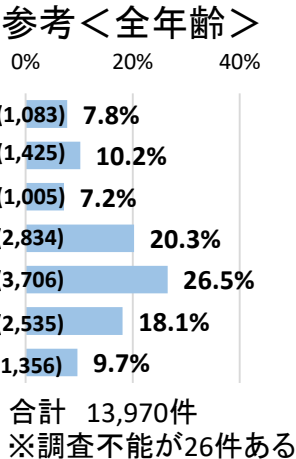
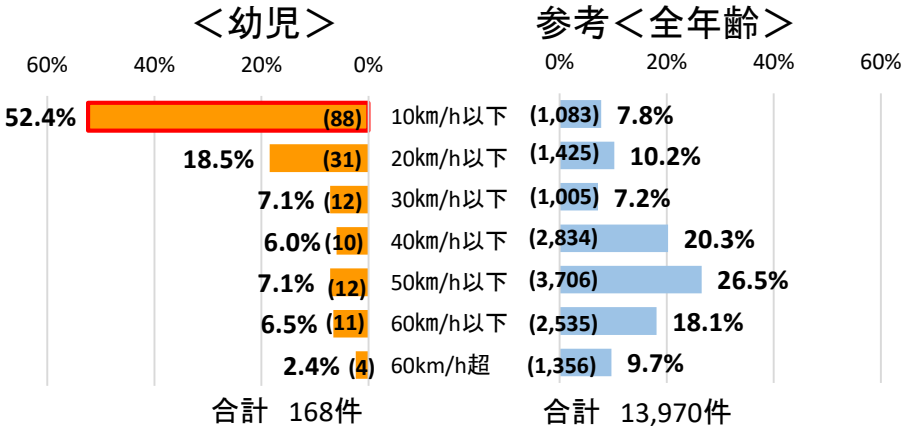


歩行中幼児（未就園児・就園児）の
法令違反別死者数
（平成22～令和元年合計）

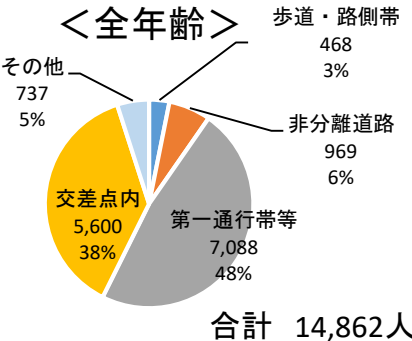
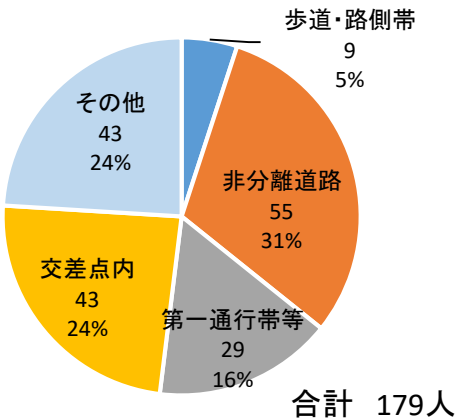


（注）・ 幼児が第1又は第2当事者となった事故を計上した。
・ 「幼児のひとり歩き」とは、保護（監護）者の付き添わないものをいう。

歩行中幼児（未就園児・就園児）の死亡事故における
相手当事者（原付以上）の危険認知速度別構成率
（平成22～令和元年合計）



歩行中幼児（未就園児・就園児）の
衝突地点別死者数（平成22年～令和元年合計）

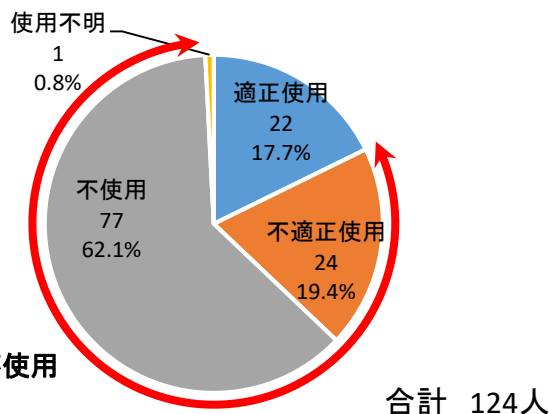


（注）・ 「非分離道路」とは、中央線等により道路の中央が定められていない道路をいう。
・ 「第一通行帯」とは、中央線等により車両通行帯の設けられている道路の最も左側の通行帯をいう。以下同じ。

（注）・ 歩行中死者が第1又は第2当事者となった事故の相手当事者（原付以上）の危険認知速度を計上した。10km/h以下には、停止中を含む。

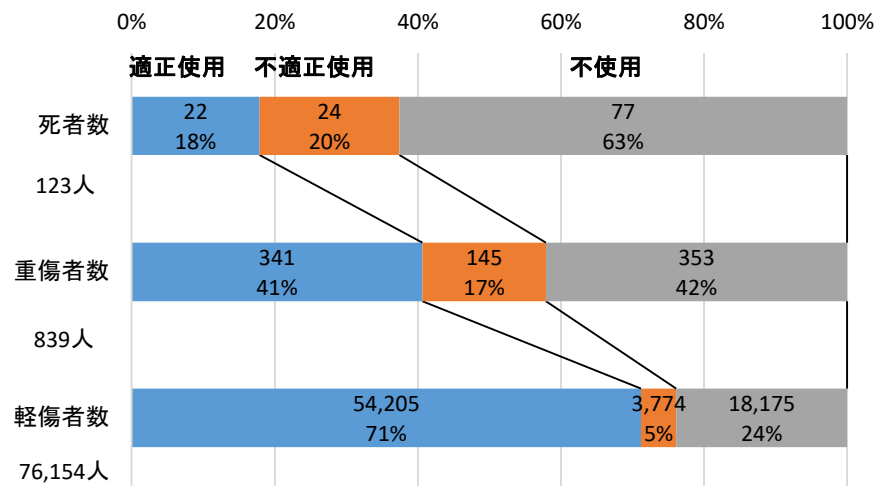
3 幼児の自動車乗車中(チャイルドシート使用状況)死亡事故に係る分析

自動車同乗中（6歳未満幼児）の
チャイルドシート使用状況別死者数
（平成22～令和元年合計）



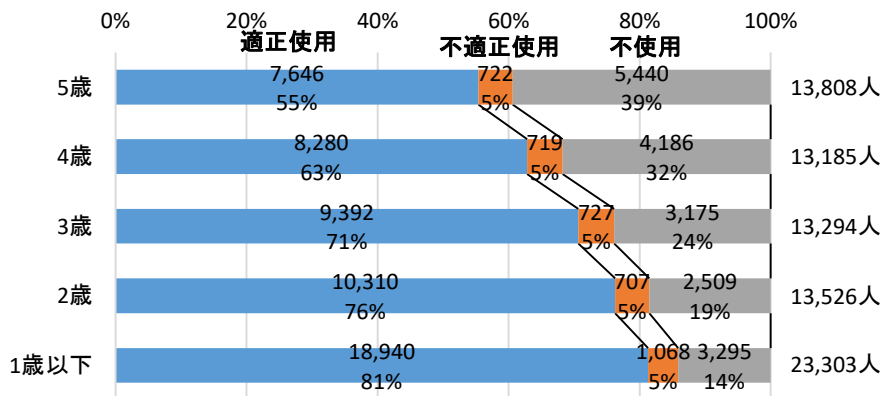
(注) ・「適正使用」とは、チャイルドシートが車両に適正に固定され、かつ、幼児がチャイルドシートを適正に使用しているものをいう。以下同じ。
・「不適正使用」とは、事故により、チャイルドシートがシートベルトから完全に分離しているもの、幼児がチャイルドシートから飛び出した等をいう。以下同じ。

自動車同乗中（6歳未満幼児）の人身損傷程度別
チャイルドシート使用状況
（平成22～令和元年合計）



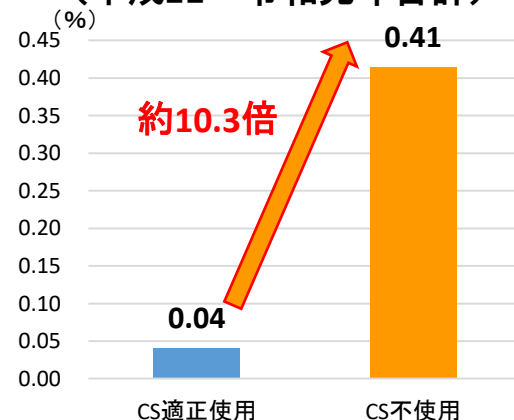
(注) ・ 使用不明は除く。

自動車同乗中（6歳未満幼児）の
年齢別チャイルドシート使用状況別死傷者数
（平成22～令和元年合計）



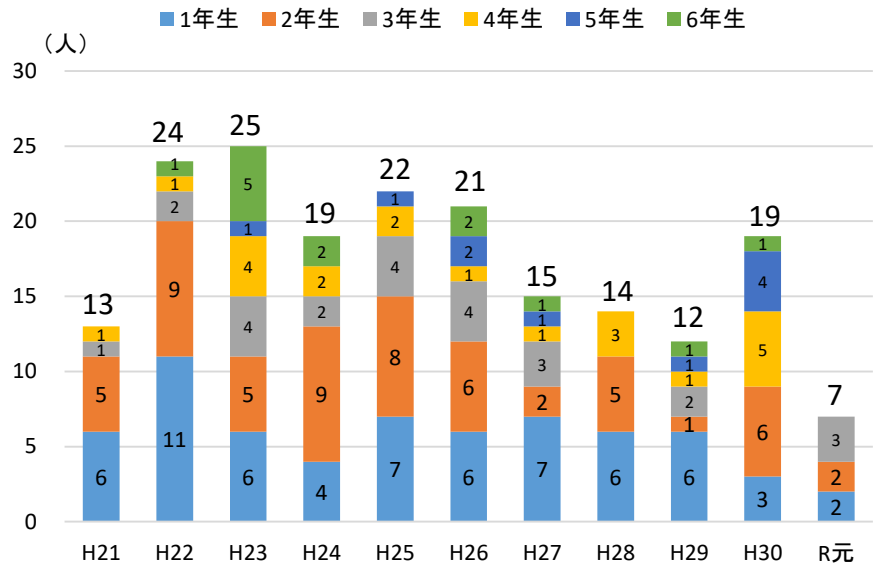
(注) ・ 使用不明は除く。

自動車同乗中（6歳未満幼児）の
チャイルドシート使用別致死率比較
（平成22～令和元年合計）

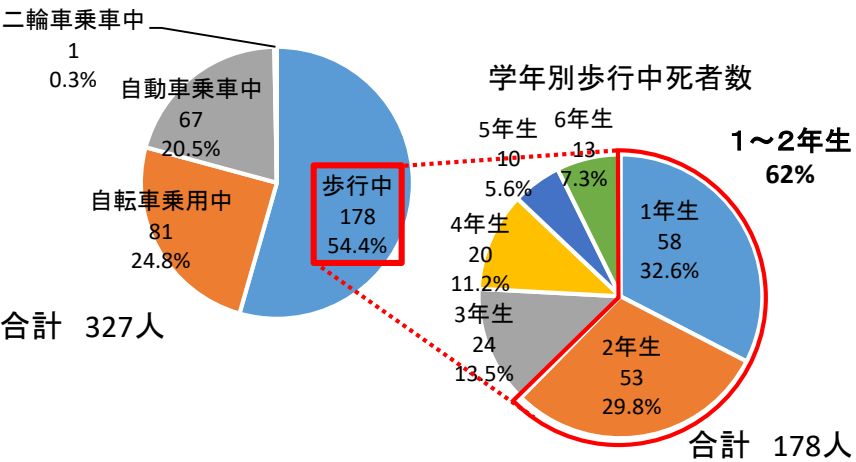


4 児童(小学生)の歩行中死者・重傷者数の推移等

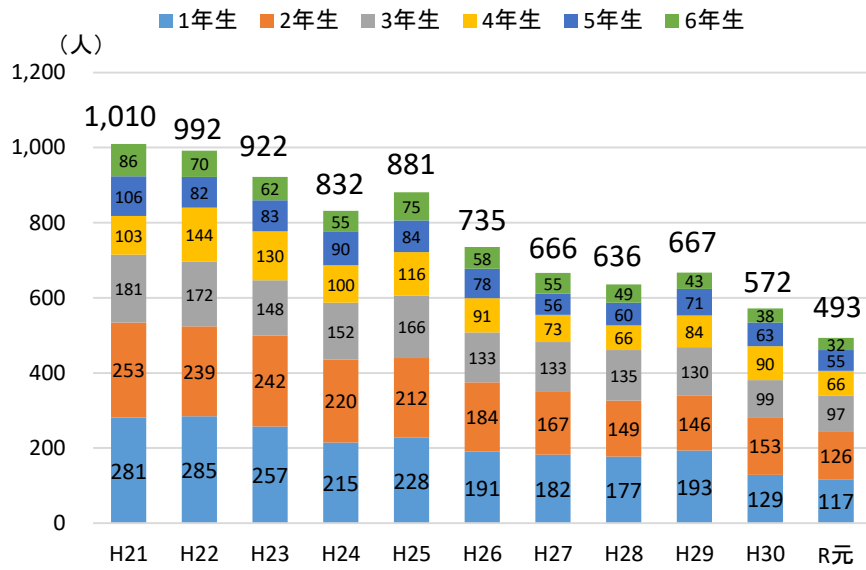
小学生の学年別歩行中死者数の推移



小学生の状態別死者数 (平成22～令和元年合計)



小学生の学年別歩行中死者・重傷者数の推移



小学生の状態別死者・重傷者数 (平成22～令和元年合計)

